

短期入所生活介護重要事項説明書

1. 当施設の提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3877-0100（午前9時00分～午後6時00分）
担当 ショートスティ担当 生活相談員

2. 特別養護老人ホーム暖心苑の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

名称	特別養護老人ホーム暖心苑
所在地	東京都江戸川区北葛西4丁目3番16号
介護保険指定番号	短期入所生活介護（東京都1372300564号）
サービスを提供する対象地域	江戸川区

（2）当施設の職員体制

施設長	1名	看護職員	3名以上
事務長	1名	介護支援専門員	2名
医師	若干名	栄養士または管理栄養士	1名以上
生活相談員	2名以上	機能訓練指導員	2名
介護職員	45名以上	事務員	3名

（3）同施設の設備の概要

定員		8名	静養室	1室 2床
居室	2人部屋	1室（1室23.96㎡）	医務室	1室
	個室	6室（1室10.14㎡）	食堂	3室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります	機能訓練室	1室
			屋上庭園	1

3. サービス内容

- ①食事・・・食堂をご利用いただきます。
- ②入浴・・・原則として、4泊までは1回、5～7泊まで2回、8泊以上は3回以上入浴することが出来ます。
- ③介護・・・ご希望や状態に応じて適切な介護サービスを提供いたします。
- ④機能訓練・・・各階にて機能訓練を行います（土日祝日は除く）
- ⑤生活相談・・・生活相談員に生活に関する相談をすることができます。
- ⑥健康管理・・・短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
- ⑦余暇活動・・・レクリエーションや希望に応じた個別活動を行います。

4. 利用料金

I. 基本サービス料金

1. 施設利用料

	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
	1 割	2 割	3 割
要支援1	501円	1,002円	1,502円
要支援2	623円	1,246円	1,869円
要介護1	670円	1,339円	2,008円
要介護2	746円	1,492円	2,238円
要介護3	827円	1,654円	2,481円
要介護4	905円	1,810円	2,714円
要介護5	982円	1,963円	2,944円

施設利用料（31日以上利用の場合…従来型多床室は61日以上利用も同額）

	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額		
	1 割	2 割	3 割
要支援1	491円	982円	1,472円
要支援2	609円	1,217円	1,825円
要介護1	636円	1,272円	1,908円
要介護2	713円	1,426円	2,138円
要介護3	794円	1,588円	2,381円
要介護4	872円	1,743円	2,614円
要介護5	948円	1,896円	2,844円

2. 食事・滞在費

	食 費	滞 在 費
第4段階	1,800円/日	915円/日
第3段階②	1,360円/日	530円/日
第3段階①	1,030円/日	430円/日
第2段階	600円/日	430円/日
第1段階	300円/日	0円/日

※第4段階の方については、一食ごとの食費負担となります。

（朝食：440円 昼食：753円 夕食：607円）

（1）体制加算

※①サービス提供体制加算	1日あたり	199円の負担割合に応じた額
②機能訓練体制加算	1日あたり	133円の負担割合に応じた額
③夜間職員配置加算（Ⅲ）	1日あたり	166円の負担割合に応じた額
④送迎費	片道	2,042円の負担割合に応じた額

※サービス提供体制加算につきましては、前年度の人員配置の実績により、年度毎に変更する場合があります。

(2) 個別加算

- ・療養食加算（主治医の食事箋に基づく療養食を提供した場合）
- ・若年性認知症加算
- ・認知症行動緊急加算
- ・緊急入所受入加算

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）

上記の基本料金に（１）と（２）を合算した月の総費用に１７．６％を乗じた金額の負担割合に応じた額

Ⅱ. その他の利用料金

- ① 喫茶、行事に関わる飲食代 実費
- ② その他（ヘアカット、病院等への送迎費用） 実費
- ③ キャンセル料 実費

〈利用開始予定日以前の中止〉

- ・入所日の前日午後６時までにご連絡いただいた場合 ⇒ 無 料
- ・入所日の前日午後６時までにご連絡がなかった場合 ⇒ １日の利用料の１０％

〈利用期間中の中止〉

以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

Ⅲ. 支払方法

毎月上旬に、前月分の請求書を発行致しますので、２２日までにお支払いください。
お支払い方法は、「指定金融機関への振込み」「金融機関からの口座自動引き落とし」
「現金での窓口支払い」のいずれかとなります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

介護支援専門員よりお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は３ヶ月前からできます。

(2) サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

6. 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会・・・・・・・・午後2時～午後5時30分まで（最終受付 午後5時）
（ご面会の際には1階事務所の面会簿にご記入ください）
- ・金銭、貴重品・・基本的に貴重品等はお持ちにならないようお願いします。
やむを得ずお持ちになった場合、各自で管理して頂き、万が一紛失してしまった場合、当施設は一切の責任を負い兼ねますのでご了承下さい。

7. 衛生管理等について

利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。

施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施します。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	
主治医（かかりつけ医）	
病院名	
医師名	
住所	
電話番号	

10. 事故発生時の対応方法について

事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- （１） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- （２） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- （３） 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行います。
- （４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.1. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 暖心苑消防計画により対応します。
- ・ 防災設備 スプリンクラー、自動火災報知設備、非常通報装置（消防署直結）
- ・ 防災訓練 月1～2回実施
- ・ 防災責任者 事務長

1.2. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設のご利用者相談窓口

担当：介護課長 **電話** 3877-0100

② 江戸川区の相談・苦情窓口

担当：介護保険課 事業者調整係 **電話** 5662-0032

③ 第三者委員に直接相談・苦情等申し出ることもできます。

・ 仲谷 京子 委員 ・ 北條 真知子 委員

（ご相談の際は介護課長へお伝えください）

1.3. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針を整備します。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

1.4. 身体拘束について

原則的に身体拘束は行わないこととします。ただし、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、利用者及び家族へ状況を説明し「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に同意を受けたうえで、その条件と期間内において身体拘束を行うことができることとします。

1.5. 当法人の概要

- ・ 名称・法人種別 社会福祉法人 東京清音会
- ・ 代表者役職・氏名 理 事 長 青山 尚之
- ・ 本部所在地 東京都江戸川区北葛西4丁目3番16号
- ・ 電話番号 03-3877-0100
- ・ FAX 番号 03-3877-0188
- ・ 定款の目的等に定めた事業
 1. 特別養護老人ホーム 暖心苑の経営
 2. 老人デイサービス事業（暖心苑デイサービスセンター）の経営
 3. 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム）の経営
 4. 居宅介護支援事業（暖心苑さわやか相談室指定居宅介護支援事業所）の経営
 5. 地域包括支援センターさわやか相談室の経営
 6. 介護予防支援事業所の経営
 7. 江戸川区いきいきトレーニング事業の経営

短期入所生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

<事業者>

所在地 東京都江戸川区北葛西4丁目3番16号

名 称 特別養護老人ホーム 暖心苑 印

説明者 所属 暖心苑 短期入所生活介護

氏名 築 場 信 子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<代理人>

住 所

氏 名 印